

仕 様 書

秋田市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）に、旧チャレンジオフィスあきたの自家用電気設備保守点検業務について、この仕様書に定めるところに従って業務を委託するものとする。

1 履行場所

秋田市土崎港西三丁目9番15号 旧チャレンジオフィスあきた

2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 契約事項

契約事項は、当該契約にかかる一般的な記載事項のほか、次に掲げる事項を盛り込むものとする。

- (1) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除する。
- (2) 甲は、契約期間満了前であっても、乙に対し文書をもって通知することにより、甲の希望する期日をもって、当該契約を解除することができる。

4 基本的事項

- (1) 乙は、本設備の機能保守のため、5に記載のとおり技術員を派遣して、点検を行う。
- (2) 甲は、本設備に異常等を発見したとき、あるいは本設備に影響を及ぼす恐れのある模様替等の工事を行うときは、速やかに乙に通知し、甲乙協力して設備の保全に努めなければならない。
- (3) 乙は、点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、直ちに甲に連絡し、甲乙協議のうえ最善の処置を講じなければならない。
- (4) 乙は、本設備の機能を常に正常に保つための必要な助言を、甲にしなければならない。
- (5) 前号のほか、甲が必要と認める事項があった場合、乙は契約金額の範囲内において履行するものとする。
- (6) 天災、火災等が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。
- (7) 点検の実施は、本施設の特異性を考慮し甲の指定した時間帯とする。
- (8) 点検に当たっては、予備線等を利用して停電させることなく安全に行うこと。

5 業務内容

(1) 定例業務

ア 対象とする自家用電気設備の点検は、「点検基準表（別紙）」に基づき実施するものとし、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない場合又は適合しない恐れがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。

イ 電気事故その他自家用電気設備に異常が発生し、又は発生する恐れがある連絡を受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法（昭和39年法律第170号）第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指示を行うこと。

ウ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(2) 定例外業務

ア 自家用電気設備の工事、維持および運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成ならびに手続きの助言を行うこと。

イ 自家用電気設備の設置、改造等の工事について、甲から通知を受けて、保安規定および点検指針に定めるところにより、工事期間中の巡視および点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を指示又は助言すること。なお、工事期間中の巡視および点検の頻度は毎週1回以上とする。

ウ 自家用電気設備に関する工事が完成した場合には、保安規定および点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について指示又は助言すること。

エ 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検および検査を行い、運転に必要な指導を行うこと。

(3) その他業務

ア 保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する自家用電気設備については、甲は、巡視、点検および測定・試験を甲又は甲の従業者、電機工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識および技術を有する者に行わせるものとする。これに関し、甲は実施について乙に連絡するものとし、乙はその記録を確認し、甲に対し必要な助言を行うものとする。

(ア) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機および昇降路内の設備や取扱いが特殊性のため専門技術を要する設備等

(イ) 高所にある配線、機器等および稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することに危険を伴う場合

(ウ) 点検時に著しい危険を伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所等に設置された機器等

- (エ) 業務上の都合等甲の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、乙が立ち入りできない場所等に設置された機器等
 - (オ) 事業場外で使用されている可搬型機器
 - (カ) 発電設備のうち、電気設備以外の部分
- イ 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、自家用電気設備に危険が予想される場合にあつては、甲は乙が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとする。また、この場合において甲が第三者に点検を依頼する場合は、これを乙に連絡するものとし、乙はその記録を確認し、甲に対し必要な助言を行うものとする。
- (ア) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器および密閉場所等
 - (イ) 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線および機器等
- (4) 保安業務担当者、申請・届出等
- ア 乙は自家用電気設備の保安管理業務を担当する保安業務担当者および当該保安業務担当者が必要に応じ指示して保安管理業務の一部を実施させる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名および生年月日ならびに主任技術者免状の種類および番号を書面をもって甲に知らせるとともに、甲は面接又は写真確認等により本人の確認を行うこととする。
 - イ 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯して、甲に対し身分を明らかにするものとし、甲は、乙が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとする。
 - ウ 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
 - エ 乙は、本業務の実施に当たり必要な国等の関係機関への申請・届出事務を甲に代わり行うものとする。
- (5) 連絡責任者等
- ア 甲は、自家用電気設備の工事、維持および運用に関する保安のため必要な事項を乙に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
 - イ 甲は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
 - ウ 甲は、前各号に変更が生じた場合は、直ちに乙に通知するものとする。
 - エ 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。
 - オ 甲は、需要設備の設備容量が6, 000kVA以上の場合、連絡責任

者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものを充てるものとする。

(6) 責務

ア 甲は、保安規定に定めるとおり、自家用電気設備の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、乙がそのとるべき措置について指示又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

イ 甲は、連絡責任者等に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ乙に連絡するものとする。

ウ 甲は、自家用電気設備の所在地およびその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はその恐れが生じた場合には、乙に速やかにその旨を通知するものとする。

エ 甲は、乙が行う点検、測定および試験の業務に関する計画の策定および実施について協力するものとする。

オ 甲は、保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者および点検結果を確認し保存するものとする。

(7) 低圧絶縁監視装置の設置および運用

ア 乙は、甲の事業場構内に低圧電路の絶縁状態を監視し自動で通報する装置（自動通報方式）および付帯装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を設置することができる。この場合において月次点検の頻度は2カ月に1回にすることができる。

イ 甲は、低圧絶縁監視装置を設置する場所を提供するものとし、設置した低圧絶縁監視装置は乙に無断で移設、取外しおよび修理等を行わないものとする。

ウ 乙は、低圧絶縁監視装置の所有権を有し、その設置工事に要する費用を原則として負担するものとする。

エ 乙は、低圧絶縁監視装置が常に正常に稼働するようにメンテナンスを行うものとする。

オ 乙は、低圧絶縁監視装置の警報を通信回線により、乙の事業所で自動受信するものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。

カ 前号の通信のための通信料は乙が負担するものとする。

(8) 警報発生時の応動体制

ア 甲は、乙が休日夜間等に低圧絶縁監視装置からの警報を受信した場合の甲の連絡先を、あらかじめ乙に通知するものとし、連絡先を変更した場合も同様とする。

イ 乙が低圧絶縁監視装置からの警報を自動受信した場合の応動は、「低圧絶縁監視装置および警報発生時の応動に関する説明書」によるものとする。

(9) 契約の変更

次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、甲と協議のうえ、必要に応じ原契約を更改するものとする。

ア 設備容量が100kVA以下となった場合。

イ 次のいずれかの設備条件に適合しなくなった場合。

(ア) 構外にわたる高圧電線路がないもの。

(イ) 柱上に設置した高圧変圧器がないもの。

(ウ) 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの。

(エ) 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器または地絡遮断器が設置されているもの。

(オ) 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器および主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの。

ウ 甲の電器工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、低圧絶縁監視装置による監視が不能となった場合。

(10) 低圧絶縁監視装置の撤去

ア 乙は、低圧絶縁監視装置の運用を取りやめる場合もしくは契約が消滅、解除または失効した場合は、低圧絶縁監視装置を取り外すものとする。

イ 乙は、低圧絶縁監視装置を取り外す場合には、本施設の特異性から、予備線等を利用し停電させることなく行うものとする。

ウ 甲乙協議の結果、低圧絶縁監視装置の一部を取り外さない場合にあつては、その所有権を甲に帰属するものとする。

(11) 仮設発電機の設置

ア 本仕様書に規定する年次点検の実施にあたっては、仮設発電機により所用の電力を供給すること。

イ 年次点検と仮設発電機の使用は一日のうちに行うもととし、点検実施日は甲乙協議のうえ定める。

ウ 仮設発電機の手配、運搬、設置、操作および撤去は乙が行うものとする。

6 報告義務

作業終了後、作業等の状況を、書面により速やかに報告するものとする。また、報告書の書式は、甲の指示がない箇所は乙の書式とする。報告書には作業写真も添付すること。

7 疑義

この仕様書に記載のない事柄について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。